指定希少野生動植物捕獲等届出書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

指定希少野生動植物の個体等の捕獲等をするので、糸魚川市希少野生動植物保護条例第11 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をし ようとする 個体等	指定希少野生動植物の名称(卵又は種子等にあっては、その旨)			
	数量			
排	消獲等をする目的			
捕獲等をする				
捕獲等	年年	月月		
捕獲等を	こして個体等の取扱方法			

- 1 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- 2 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- 3 捕獲等の方法を明らかにした書類で市長が必要と認めるもの
- 4 捕獲等をしようとする者の監督の下に捕獲等に従事する者がある場合にあっては、その従事する者の住所、氏名及び職業を記載した書類
- 注 原則、届出をした日から起算して30日(条例第11条第3項の規定により市長が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。

特別指定希少野生動植物捕獲等届出書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等を行いたいので、糸魚川市希少野生動植物保護 条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしよ うとする個体 等		少野生動植物の は種子等にあっ 旨)				
	数量					
	細を別紙(樹)いずれかを丸 (式自由) に記	・教育又は学 ・個体の保護			移動又は移植
捕獲等をする区域(移動先又は移植先の 区域を含む。)及び当該区域の状況						
植獲等の方法						
捕獲等をした	個体等の輸送					
	捕獲等をしようとする期間(移動又は移 植に要する期間を含む。)				月 月	日から 日まで
	飼養栽培を行う場所の所在 地 飼養栽培施設の規模及び構					
捕獲等をした 個体等を飼養						
し、又は栽培		住所				
しようとする		氏名				
場合	取扱者	職業				
		飼養栽培に関 する経歴				

- 1 学術研究論文の写し、教育方針又は調査方法を記載した書類その他これらに類する書類で、捕獲等をしようとする目的を証明することができるもの(捕獲等の目的が繁殖である場合を除く。)
- 2 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- 3 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図
- 4 捕獲等の方法及び捕獲等をした個体の取扱方法を明らかにした書類であって、市長が必要と認めるもの
- 5 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 6 捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合にあっては、繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 注 第6条第1項第3号による届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 1 捕獲等をしようとする区域の状況 (移動又は移植をしようとする区域の状況を含む。)を明らかにした図面
 - 2 その他市長が必要と認めて指示した書類

法令等の許可を受けたことを証する旨の報告書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所 氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

法令等の規定に基づき特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の許可を受けたので、糸魚 川市希少野生動植物保護条例第12条第3項の規定により、次のとおり報告します。

法令等の名称						
行政庁の名称						
許可年月日	年	月	日			

- 1 法令等の事務を所管する行政庁から交付された許可証の写し
- 2 その他市長が必要と認めて指示した書類

特別指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の許可を受けたいので、糸魚川市希少野生動植物保護条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をし ようとする 個体等		E希少野生動植物の P又は種子等にあっ この旨)					
四件寸	数量						
*******	羊細を別組	記のいずれかを丸 〔(様式自由)に記	学術研究 その他(繁殖	教育	調査)	
捕獲等をする	区域及び	ド当該区域の状況					
捕獲等の方法							
捕獲等をした	個体等€)輸送方法					
捕獲等をしよ	捕獲等をしようとする期間			月 月	日から 日まで		
4-P X 左 ケケ → 1	飼養栽培 地	音を行う場所の所在					
捕獲等をした個体等を 飼養し、又	飼養栽培施設の規模及び構 造						
は栽培しよ		住所					
うとする場		氏名					
合	取扱者	職業					
		飼養栽培に関する 経歴					

- 1 学術研究論文の写し、教育方針又は調査方法を記載した書類その他これらに類する書類で、捕獲等をしようとする目的を証明することができるもの(捕獲等の目的が繁殖である場合を除く。)
- 2 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- 3 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図
- 4 捕獲等の方法及び捕獲等をした個体の取扱方法を明らかにした書類であって、市長が必要と認めるもの
- 5 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 6 捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合にあっては、繁殖施設の規模及び構造を明らかにし た図面及び写真

特別指定希少野生動植物捕獲等許可証

 第
 号

 年
 月

 日

特別指定希少野生動植物の捕獲等について、糸魚川市希少野生動植物保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり許可をしたことを証明する。

有効期間年月日から年月日まで

糸魚川市長

印

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、糸魚川市長に返納しなければならない。
- 3 返納の際、次の欄に所要事項を記入することにより、糸魚川市希少野生動植物保護 条例施行規則第10条第8項の報告とすることができる。

捕獲等の場所	捕獲等をした特別指定希少 野生動植物の名称及び数量	処置の概要

注 「捕獲等の場所」の欄は、大字又は字の単位でまとめて記入すること。

特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所 氏 名

[法人その他の団体にあっては、主たる事務] 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので、糸魚川市希少野生動植物 保護条例第14条第6項の規定により、次のとおり申請します。

特別指定希少野生動			番号	
植物	植物捕獲等許可証		交付年月日	
捕獲	等に	に従事する者の	の住所及び氏名	
	1	住所		
	1	氏名		
	2	住所		
	<u> </u>	氏名		
	3	住所		
		氏名		
	4	住所		
		氏名		
	5	住所		
	υ	氏名		

特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証

 第
 号

 年
 月

 日

次の者は、糸魚川市希少野生動植物保護条例第14条第6項の捕獲等に従事する者であることを証明する。

有効期間年月日から年月日まで

糸魚川市長 印

住所		
氏名		
特別指定希少野生動植物捕	番号	
獲等許可証	交付年月日	
捕獲等許可者の氏名(法人 その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)		
捕獲等をしようとする特別 指定希少野生動植物の名称 (卵又は種子等にあって は、その旨)		
捕獲等をすることを許可さ れた個体等の数量		
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域		
捕獲等の方法		
条件		

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等をするときは必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、糸魚川市長に返納しなければならない。

特別指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務) 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

特別指定希少野生動植物捕獲等許可証又は特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証の再交付を受けたいので、糸魚川市希少野生動植物保護条例第14条第7項の規定により、次のとおり申請します。

再交付を受けようとす	番号	
る許可証 (従事者証)	交付年月日	
許可証若しくは従事者記 又は許可証若しくは従事 した事情		

(表)

第 묶 身分証明書 所 属 写真 職名 氏 名

上記の者は、糸魚川市希少野生動植物保護条例第20条の監視員であること を証明する。

> 年 月 日発行

> > 糸魚川市長

印

(裏)

糸魚川市希少野生動植物保護条例施行規則抜粋

(任務)

- 第13条 監視員は、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 指定希少野生動植物の個体の生息地及び生育地における定期的な監視活動
 - (2) 指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのある行為をしている者 への指導
 - (3) 前2号の任務を実施した場合の市長への監視活動の結果及び指導内容の報
- 2 監視員は、次に掲げる場合にあっては、直ちにその旨を市長に通報しなけれ ばならない。
 - (1) 条例の違反者を発見した場合
 - (2) 前項第2号の指導に従わない者がいた場合
 - (3) その他監視員が緊急に通報する必要があると判断した場合